〇香取市環境基本条例
平成18年３月27日条例第138号
香取市環境基本条例

目次
前文
第１章　総則（第１条―第８条）
第２章　環境の保全に関する基本的施策等（第９条―第17条）
第３章　市民等の参加の促進（第18条―第21条）
第４章　地球環境保全の推進（第22条）
第５章　環境の保全の推進体制等（第23条・第24条）
附則

私たちの住む香取市は、水郷筑波国定公園の名の下に、水と緑の恵み豊かな自然環境に育まれ、長い歴史と伝統のあるまちとして、先人の英知とたゆまぬ努力を受け継ぎながら、明るく豊かでくらしよいまちを目指し、環境に配慮したまちづくりを進めてきた。しかし、今日の社会経済活動は、生活の利便性の向上と物質的な豊かさをもたらした反面、資源・エネルギーを大量に消費し、環境に対する負荷を増大させ、生命の源である地球環境までも脅かすに至っている。私たちは、環境が自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであることを認識した上で、これまでの社会経済システムの在り方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する必要がある。もとより、健全で豊かな環境の恵みを享受することは、健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、市の誇りである恵み豊かな環境を、将来の市民が享受できるよう健全なものとして保全し、継承することは、私たちの願いであり責務でもある。今こそ、市民、事業者及び市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の薫り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、市民の総意により、ここにこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）
第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下（鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（基本理念）
第３条　環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
２　環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
３　環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
４　地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
（市の責務）
第４条　市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
２　事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事

業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。
３　前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
４　前各項に規定するもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
２　前項に規定するもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。
（環境月間）
第７条　事業者及び市民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境月間を設ける。
２　環境月間は、毎年６月とする。
３　市は、環境月間の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。
（施策等の公表）
第８条　市長は、毎年、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を公表するものとする。
第２章　環境の保全に関する基本的施策等
（環境基本計画の策定）
第９条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、香取市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全に関する長期的な目標
（２）　環境の保全に関する施策の方向
（３）　前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ香取市環境審議会の意見を聴かなければならない。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（市の施策の策定等に当たっての配慮）
第10条　市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全に十分に配慮しなければならない。
（環境の保全上の支障を防止するための規制等）
第11条　市は、環境の保全上の支障を防止するために、次に掲げる必要な規制等の措置を講ずるものとする。
（１）　大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地下水位の著しい低下又は地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為、土地利用及び公害の原因となる施設の設置に関し、公害を防止するために必要な規制等の措置
（２）　自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更等の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれのあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
（３）　公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか、又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制等の措置
２　前項に規定するもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるように努めなければならない。
（環境の保全に関する協定の締結）
第12条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。
（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）
第13条　市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な助成その他の措置を講ずるものとする。
２　市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解の下に、その措置を講ずるように努めるものとする。

（環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進）
第14条　市は、緩衝緑地その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、貴重野生動植物の保護その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
３　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等）
第15条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。
２　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。
（調査の実施）
第16条　市は、環境の状況の把握又は今後の環境の変化に関する調査その他環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。
（監視等の体制の整備）
第17条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともにその実施に努めるものとする。
第３章　市民等の参加の促進
（市民の意見の反映）
第18条　市は、環境の保全についての施策に市民の意見を反映させるため、市民から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。
（環境の保全に関する学習の推進）
第19条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。
（民間団体等の自発的な活動を促進するための支援措置）
第20条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、美化活動、河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。
（情報の提供）
第21条　市は、環境の保全に関する学習の推進及び民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
第４章　地球環境保全の推進
（地球環境保全の推進）
第22条　市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。
第５章　環境の保全の推進体制等
（環境の保全の推進体制の整備）
第23条　市は、事業者及び市民と協力して、環境の保全を推進するための体制を整備するものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第24条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進を図るものとする。
附則
この条例は、平成18年３月27日から施行する。